

情報信託機能の認定スキームの在り方に関する検討会（第 22 回）議事概要

日時：2022 年 3 月 23 日（水）16 時 00 分～18 時 00 分

場所：Web 開催

構成員) 宮戸座長、生貝構成員、石原構成員、伊藤構成員、太田構成員、小林構成員、立谷構成員、田中構成員、長田構成員、日諸構成員、藤本構成員、古谷構成員、美馬構成員、森構成員、若目田構成員

オブザーバー) デジタル庁、個人情報保護委員会事務局、一般社団法人日本 IT 団体連盟

事務局) 総務省、経済産業省

□資料 22-1 第 21 回検討会における主な意見（総務省）

□資料 22-2 情報銀行におけるプロファイリングの取扱いに関する議論の整理

（案 2）（総務省）

□資料 22-3 情報銀行における仮名加工情報等の取扱いについて（総務省）

□資料 22-4 情報信託機能の認定にかかる指針 Ver2.2（案）（総務省）

□意見交換

＜第 21 回検討会における主な意見について＞

●パターン 1 の場合、個人がプロファイル形成を認識せず情報銀行に渡されることにつき、提供元だけではなく、情報銀行側でヘッジしなくていいのか。提供元から取得する際、直接取得したデータなのか、プロファイルとして生成されたデータなのか情報銀行で提供元に確認し、プロファイルの適正な作成につき本人に通知あるいは同意取得の確認をするぐらいはやってもいいのではないか。

仮名加工情報の共同利用禁止について、そもそも情報銀行自体が共同利用していいかを整理すべきであり、仮名加工の共同利用だけを議論するのはおかしい。（**美馬構成員**）

●現状の情報銀行の認定基準でも、提供元から取得する個人データの適正性の確認について、プライバシーマークの審査基準と同内容を包含しており、使って大丈夫なものか、本人の認識の下で作られているデータか等について確認することを定めている。（**IT 連野津氏**）

●プロファイリングの結果として要配慮個人情報を推知する場合、個人情報を取り扱うことになり、少なくとも手元で生成するので、それは禁止という理解でよいか。

共同利用について、仮名加工情報の文脈以外でも議論されるべきというのはそのとおり。（**森構成員**）

●事務局としても、本人の側でプロファイルの形成を認識していないときに、情報銀行の側で適正取得を確認すべきという認識。

情報銀行における共同利用の可否につき一般的な文脈で議論しておくべきとの点は、従前の議論の経過等も確認しつつ検討したい。

要配慮プロファイリングのときに要配慮個人情報自体がプロファイルされることは禁止

されると考えている。(事務局)

<情報銀行におけるプロファイリングの取扱いに関する議論の整理>

- 13 頁目の「意図せず要配慮プロファイリングがなされる可能性があることを説明し同意を得る」という箇所は、こうした処理にしかならないとは思うが、現場感としては難しい。

AI でレコメンド等を形成する場合、中間のアルゴリズムとしてプロファイルが形成されるが、それは数式であって表出化せず、そのプロファイルの中に要配慮が含まれているかは意識されずに作成される。レコメンドの度に要配慮が作られるリスクを汲み取って、要配慮プロファイリングがなされる可能性があるとして同意を求めるのは、事業者側からすると結構厳しい。パターン2 にて情報銀行が自らを規制する分にはよいが、パターン3 のように提供先で明確なプロファイルをつくらないプロファイリングをする際に求められると、提供先の事業者では使いにくい。(美馬構成員)

- 使用・提供禁止データにつき、遺伝情報など本人が努力しても変更・修正できない情報とされ、遺伝情報は適切な具体例だが、本人が努力しても変更・修正できない情報が全部禁止対象になるとすると、範囲が広い。例えば年齢や場合によっては性別も含みうるので今後の議論の際に検討すべき。

18 頁の「要配慮個人情報であるプロファイルを取得することのないように注意する必要がある」との記載は、推知は取得でないことから正確には「取得等することがない」とすべき。(森構成員)

- (事務局から欠席の構成員の意見を紹介)

落合構成員から、まず 11 頁目において「未成年者を対象とする予測」を追加した点につき、未成年者を対象とするものが全て要配慮プロファイリングになると、パーソナルデータの機械的分析一般が要配慮プロファイリングを含みかねず、事業者側は未成年者に対して利用制限をかけることにつながるため、定義に含めるのではなく、利用禁止類型のうちの、「弱者の脆弱性につけ込む利用」に該当する場合を禁止していくべきというご意見。

2 点目は、12 頁の「可能な限り禁止カテゴリーの情報に基づく~」との箇所について、「可能な限り」では遵守事項が明確にならないため、プロファイリングが明確に作成される場合に禁止カテゴリーに該当するものが作成されないようにすること、明確に作成されない場合には、厳格な同意取得や説明責任・透明性における対応を行うこと、といった形で記載すべきというご意見。

3 点目は、13 頁の「GDPR を参考に」との記載につき、参考にすること自体はありうるが、そのような内容を定める場合には最終的には指針において、どのような具体的な内容を規定していくかを記載すべきというご意見。

4 点目は、AI 規則等は参考になる情報が多いが、それを単純にコピーするのではなく、我が国での利用において、特に個人が重視する権利・利益の保護や、社会的配慮をベースに規定の規律を決めていくべきというご意見。

続いて森下構成員から、11 頁の「プロファイリング結果に着目した規律の検討」とのタイトルにつき、「結果」との表現が適切か、プロセス等も考慮すべきであり、規律の内容と

して手続的なものも含まれていること等から「プロファイリング結果に着目した規律」ではないのではないかというご意見、それから、要配慮プロファイリングと一般的プロファイリングの検討の順番は、後者を先にすべきとのご意見があった。

「プロファイリング結果に着目した規律」については、「プロファイリング結果に着目した区分による規律」などとしたい。**(事務局)**

● 13頁、このままだと厳しいという指摘を踏まえ、「同意を得る必要がある」とまで言い切れるか検討する。

18頁、最後の段落の「要配慮個人情報であるプロファイルを取得することのないよう注意する必要がある」との記載は推知を含むように記載を変更する。**(宍戸座長)**

<情報銀行における仮名加工情報等の取扱いについて>

● 「仮名加工情報について取り扱う旨を本人に明示し」につき、仮名加工情報を取り扱う前にその旨を約款等に書くものと思われるが、個人のコントローラビリティー、個人に対する透明性を高める観点からも、仮名加工情報のガイドラインのとおり、作成・取得する場合、利用目的を変える場合には、具体的に利用目的を示すことが求められる。

仮名加工情報を使うと大きなデータベースができるところから、仮名加工情報と情報銀行の議論で懸念される声が多かったと思われ、漏えい報告の公表義務を課すのは良いこと。安全管理措置は、今でも厳しい形とは思うが、例えば仮名加工情報を取り扱う場合の情報銀行ならではの規律をしていてもいい。

例えば、仮名加工情報を、仮名加工情報のガイドラインの事務局レポートが出てきたときに、そこで規律されている情報を参考に、規律を情報銀行ならではのやや厳しめのものにして、情報銀行の認定を受ける事業者に共有していってもいい。**(小林構成員)**

● 仮名加工情報について、開示請求等にも対応しない点は仕方ないという整理か。開示請求に対応しようとすると、一方で識別行為禁止に抵触しうるため、開示・訂正・利用停止等には対応できないことは割り切ることにするのか。

共同利用については、共同利用全体の話があるのは別に、仮名加工情報の取扱いとして共同利用禁止と書いておいたほうがよい。**(森構成員)**

● 情報銀行の中で仮名加工情報を作成した場合、個人情報に該当する仮名加工情報しかできないはずであり、漏えいした場合には、本人への通知等が必要ではないかと感じる。**(美馬構成員)**

● 仮名加工情報は、仮名化した情報に対して、本人を再識別しないなど条件が付いている利用条件が緩和されているもの。単に氏名や本人識別性のある項目を外して、個人情報と1対1の関係にあるものは、仮名加工情報ではなく、いわゆる仮名化情報ではないか。

仮名加工情報を本人識別する場合、それは仮名化情報を取り扱うものであり、個人情報の定めに従って目的外利用が許容されないこととなるはずである。**(IT連野津氏)**

● 仮名加工情報として作成された場合、当該情報はずっと仮名加工情報であり、その後は義務規定の違反の問題となる。仮名加工情報を作成する意思を持って作成すれば仮名加工情報であり、その加工法は決まっているが、適切に加工しなければ仮名加工情報だが適正加工

義務違反という話になる。

そのため、一旦仮名加工情報として作成した場合、当該情報は仮名加工情報として管理しなければならず、本人を識別すると識別行為禁止に違反するので、単なる個人情報に戻って適法となるということはない。

個人情報である仮名加工情報についても、開示等請求への対応をしなくてよいと規定されており、対応すると直ちに識別行為禁止に違反するとまでは書かれていないが、直感的には違反する。開示請求に対し、本人の個人データの元データベースに当たってその仮名加工情報を示すことは義務規定に反しうるし、本人への通知も本人連絡禁止に抵触しうることを踏まえ、情報銀行での仮名加工情報の取扱いは不適切ではないかと考えた。**(森構成員)**

●（事務局から欠席の構成員の意見を紹介）

落合構成員より、仮名加工情報について、漏えい時の公表義務ではなく、仮名加工情報の利用を拒否できることを定めて、その場合でも他のサービス提供を拒絶しないことを要件にすることのご提案があった。情報銀行において開示請求を拒絶できる情報を広く利用することや、仮名加工情報そのものとして広範に利用することは不適切であり、第三者提供に準じたハードルを課すべきであること。

また、個人関連情報について、「取り扱う旨と提供元」とあるが、「取り扱う旨」の情報だけでなく、どのような情報を利用するか概要は示すべきとのご意見があった。**(事務局)**

<情報信託機能の認定にかかる指針 Ver2.2（案）について>

●プラットフォーム等認定検討の背景として、情報銀行ビジネスが複数のプロセスからなるため、運営の全てをある事業者一社で行うわけではないことが挙げられる。代表的な例として、外部クラウドの利用がある。サーバーの維持・運営だけではなく、プロセスごとに機能・役割を分割して委託する場合も今後出てきうる。そうした場合、認定団体では、委託先監督のマネジメントの観点で審査をしており、ある事業者のプロセスそのものはみないため、審査の踏み込みが浅くなりがちである。

そこで、委託先のプロセスについても、情報銀行認定基準の該当条項を抜き出して審査認定をする仕組みが必要となった。例えばアプリケーションの運営や、同意の管理の運営などのプロセスを委託している場合につき審査することで、要求事項の適合性をより深く審査できる。これにより、情報銀行の参入事業者が、適切なプロセスの認定委託先と組んで早期に事業を立ち上げることも可能となる。

仮名加工情報の共同利用に関する懸念につき、認定基準上、情報銀行事業者が個人情報の取扱いについて共同利用している場合、共同で事業を行う全ての事業者が審査の対象になつておらず、当該事業者が抜け道になることはない。

現状、想定している情報銀行における個人関連情報の取扱いは、提供元から第三者クッキーを受けて、情報銀行のウェブサイトでその提供元の広告を表示するという、情報銀行における付帯的なサービスでしかないと思う。情報銀行は会員制であり、情報銀行ウェブサイトにログインして、提供元の広告が表示される場合、情報銀行は閲覧者を認識できるため、情報銀行において個人情報になる個人関連情報はありうる。**(IT 連野津氏)**

●個人関連情報につき、11頁の下に「情報銀行において、個人関連情報は個人の指示のもと情報銀行に預けられる」あるが、そうとは限らないのではないか。例えば、個人関連情報の提供を受けて広告を配信する場合、個人の指示のもと情報銀行に情報が来ているわけではない。また、情報銀行において個人関連情報を取り扱うビジネスモデルとして、3rd Party Cookie、IDFA、AAIDなど、個人情報にひもづかない個人関連情報を情報銀行が各所から集め、情報銀行のアプリでログインして、個人関連情報でひもづく人がいる場合は、当該個人の個人関連情報は各所から収集されていることを通知し、そのリストの表示や、その情報の第三者提供の提案などができる。

個人のコントローラビリティーを高める観点からも、情報銀行がそのような役割を担える。個人の指示のもと集めるのではなく、情報銀行が流通している個人関連情報を集めて、ログインしている人とひもづけば、それは個人データとして取得をするということになり、ログインをしていない人の情報は、個人関連情報のまま情報銀行は保持することになる。その場合でも提供元を明らかにすることは必要。

17頁の「情報セキュリティ要件などで安全性が担保されている」との箇所につき、安全性ではなく、例えばISMだと機密性、可用性、完全性が要求されることも踏まえ、「情報セキュリティ要件などで適切な取扱いが担保されている」といった記載の方がよい。

(太田構成員)

●「指示のもと預けられる」とはいえないという点につき、最終的に個人関連情報を情報銀行が取得する際には、情報銀行側において、データ提供元とともにその同意を得ることが必要になるので、その同意を得ることは、私の個人関連情報を情報銀行に連携してくださいという指示といつてもよく、「個人の指示のもと」ともいえる。(伊藤構成員)

●21頁の3行目に「本人への影響・リスクに関する有意な情報について明示し、本人同意を得ることが望ましい」と書かれているが、加えて、本人への説明内容、説明方法について、「情報銀行における本人関与の実効性を高めるための取組の工夫」が望ましいといった文章除む加えるとよい。(古谷構成員)

●個人関連情報を取得するときは個人の要請に基づかない場合もあり、同意を取るタイミングが、さんざん個人関連情報を集めた後でログインする、あるいは契約するときに、あなたの個人関連情報をたくさん持っているかもしれませんという形でよいのかは問題になる。

消費者を利用者個人と直した点は適切だが、まだその個人や利用者といった記載が残っているので、一緒に直すとよい。

33頁以降で本人との契約での記載事項が書かれていて、法律に規定の事項も含まれているところ、法律上の義務は当然だから指針には書かないが、実際の契約には細かく書いていくこともありうる。しかし、今回、個人関連情報と仮名加工情報が入ってきたことで、一般的な義務との関係が分かりにくくなっている。

例えば漏えい報告について、情報漏えいしたときは、法令の定めに従って委員会に報告すると契約書に書いておくべきだが、その場合、仮名加工情報は報告しない、その代わり公表すると書いておくべきである。仮名加工情報を漏えいしたら公表すべきことは上乗せとしてかかっているが、上乗せだけを指針に書くとわかりづらいので、個人との間の契約では記

載すべきことを全体として書いたほうがよい。

また、仮名加工情報の開示請求について、普通の個人情報の場合は開示請求に対応するが、仮名加工情報である開示請求の場合は対応しないことをこの契約条項のところにも入れておくとよい。**(森構成員)**

●モデル約款の記載事項について、契約書に記載する項目を分かりやすく書いているのは理解しているが、個情法の上乗せと個情法に書いてあるものが混在している。両方あってよいが、個情法の条文を参照している箇所があり、分かりづらい。例えば25頁では「個人情報の取扱いの委託を行う場合には、個情法28条に照らして云々」があるが、要るのか。

基本的には、個情法を遵守する前提に書かれているのであれば、条文を参照せずそのまま読めるようにしたほうがよい。そうすると、上乗せか、改めて書かれたものか意識しなくてもよくなる。

情報銀行がDMP事業者から個人関連情報を買ってきて、本人に提示してひもづけする仕組みにつき、そのときに本人が指示するのであれば、現状の改定案の「本人の指示のもと」との記載は有効であると考える。**(小林構成員)**

●要配慮プロファイリングに未成年を対象とした評価を例として追加した点について、落合構成員のコメントのとおり、これにより情報銀行事業者は未成年を対象にしたプロファイリングをしなくなる可能性がある。

情報銀行自体は、指針上未成年者の同意に関する規定を置いており、未成年者の利用も想定しているようだが、今後の情報銀行が未成年にも包括同意的なプロファイリングを含むサービスを進めていくのか、青少年を対象とせずやっていくのか、情報銀行の設計思想全体にも関係するので少し丁寧に検討すべきではないか。

EdTechや教育データに関わる用途が今後出てくるとしたら、EdTechで使われるデータはプロファイリングしないとアメリカ等でも法制上厳しく決まっているので、未成年のデータはプロファイリングしないとした方が利用者側の安心も高まる側面もある。そういう点も含めて今後の検討課題にするとよい。**(生貝構成員)**

●本人の指示で個人関連情報を取得するといえるかとの点について、何らか個人の意思に基づいて情報銀行を活用していくという要素は記載したいので、本人の指示という点は残しておきたい。**(事務局)**

●太田構成員ご指摘のビジネスモデルにつき、個人関連情報の第三者提供の制限は、条文上も、個人データとして取得することが想定されるときは、あらかじめ同意を確認しないで第三者に提供してはならないとなっていることとの関係でどうか。情報銀行に対し、個人情報になる可能性のある情報として提供されるが、個人情報にする直前の、相当後の段階になって同意を取ることが規律に反しないか、本人が最終的に同意しているとはいえ、微妙なところはある。本人の指示という記述は維持するとよい。**(森構成員)**

●未成年へのプロファイリングについてはもう少し丁寧に考えたほうがよい。また、本人が何も意識していないうちに既に集められていたものにつき最後に同意を取るという仕組みも、そのことをどのように説明できるのかも含めて、丁寧に検討してほしい。**(長田構成員)**

●個人関連情報を買ってきて貯めておく、というのは情報銀行事業とは別の事業ではない

か。当該事業者がそのようなことをしてよいかについては疑問がある。**(伊藤構成員)**

●個人関連情報を買ってきてためておくという方法につき、まず本人の指示を得て集めてきて、最終的に個人情報になるところでさらに同意を得るという多段階のやり方もあるよう思う。そういう規律がそもそも可能なかも含めて検討し、場合によってはIT連の意見も聞きつつ検討し、Ver2.2の段階でどこまで書くか整理・検討する。

プロファイリングの取扱いに関する議論の整理、指針のVer2.2、その前の仮名加工情報の話も含み込んで、本日いただいたご意見、欠席された委員の御意見、これらも踏まえて、事務局と修正を検討する。必要な場面においては、構成員のご意見等をお伺いした上で、ひとまずの取りまとめとして、文言については座長に一任いただきたい。**(宍戸座長)**

以上